

令和7年度第3回
千葉市障害者施策推進協議会

令和8年3月6日

令和7年度第3回千葉市障害者施策推進協議会議事録

1 日時 令和8年3月6日（金曜日）午後7時00分～午後9時00分

2 場所 千葉市役所1階正庁

3 出席者

(委員) 大濱会長、初芝副会長、伊藤委員、中上委員、菊池委員、国本委員、斉藤委員、坂本委員、松浦委員、佐久間委員、白井委員、高梨委員、高山委員、古沢委員、成田委員、新倉委員、村田委員、山下委員、野崎委員、加藤（清）委員、山口委員、加藤（悦）委員

(事務局) 今泉保健福祉局長、横田保健福祉局次長、大坪障害者自立支援課長、日高精神保健福祉課長、薄田障害福祉サービス課長、 他1名

計28名

4 議題

(1) 障害者施策推進協議会

- ①会長の選出について
- ②副会長の選出について
- ③障害者差別解消支援部会の委員選任について
- ④千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例について（令和7年度・令和8年度の取組み）
- ⑤第7次障害者計画等策定に係る実態調査の結果（速報）について

(2) 障害者差別解消支援部会

- ①部会長の選任について
- ②障害者差別に関する相談対応状況について
- ③その他

5 議事の概要

(1) 会長の選出について

委員の互選により、大濱委員を会長とすることに決定した。

(2) 副会長の選出について

委員の互選により、初芝委員を副会長とすることに決定した。

(3) 障害者差別解消支援部会の委員選任について

事務局より委員名簿（案）を提示し、説明の後、会長からの指名により委員が決定した。

(4) 千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例について、事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。

(5) 第7次障害者計画等策定に係る実態調査の結果（速報）について、事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。

6 会議経過 別紙のとおり

午後7時00分開会

(新宅障害者自立支援課長補佐) ただいまより、令和7年度第3回千葉市障害者施策推進協議会を開催させていただきます。私は本日、司会進行を務めさせていただきます、高齢障害部障害者自立支援課課長補佐の新宅と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日でございますが、聴覚や視覚に障害のある委員がご列席のため、ご発言の前にはお名前をおっしゃっていただくとともに、ゆっくりとしたスピードではっきりとご発言いただき、どなたにもわかりやすい会議の進行にご協力いただきますようお願いいたします。

まず始めに、お手元の資料の確認をさせていただきます。はじめに、「次第」、続いて、「座席表」、「委員名簿」、「千葉市障害者施策推進協議会条例」、「障害者差別解消支援部会 委員名簿 (案)」、資料1といたしまして、「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例について(令和7年度・令和8年度の取組み)」、資料2といたしまして、「第7次障害者計画等策定に係る実態調査の結果(速報)について」、参考資料といたしまして、「2025年度 第10回WEBアンケート調査報告書」以上でございますが、お手元にそろっておりますでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして、保健福祉局長、今泉よりご挨拶申し上げます。

(今泉保健福祉局長) 皆さん、こんばんは。保健福祉局長の今泉でございます。本日は、大変お忙しい中、また夜分にもかかわらず、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては、日頃より、本市の障害福祉行政の推進に、多大なるご支援、ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。本日は、今年度第3回の協議会となりますが、委員改選後最初の会議でございます。特に、次年度は、3年に一度の障害者計画等の策定もございますので、これから2年間、皆様の高いご知見を賜りたく、なにとぞよろしくお願い申し上げます。さて、本日の会議では、2つの議題について協議させていただきます。まずは、「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例について(令和7年度・令和8年度の取組み)」ですが、条例施行後の啓発活動や条例推進のための取組み及び、来年度の取組み予定について、ご説明いたします。2つ目の議題は、「第7次障害者計画等策定に係る実態調査の結果(速報)」についてです。令和9年度から11年度までの次期計画の基礎データとするため、昨年12月に、障害のある方や保護者の方等を対象にアンケート調査を実施いたしました。ご協力いただきました関係者の皆様に心より感謝申し上げます。本日の会議では、アンケート結果の速報値について説明させていただきます。また、協議会終了後は、障害者差別解消部会の開催を予定しております。部会委員の皆様におかれましては、引き続きの開催となり大変恐縮ですが、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(新宅障害者自立支援課長補佐) さて、本日は、専門委員以外の委員の改選後、初めての会議でもございますので、ここで、私から専門委員以外の委員の皆様のご紹介をさせていただきますと存じます。

はじめに、千葉市身体障害者施設連絡協議会会長、伊藤 文彦委員でございます。

次に、千葉市医師会会長、大濱 洋一委員でございます。

次に、千葉公共職業安定所所長、神子 真二委員でございます。なお、神子委員については本日欠席です。

次に、千葉市自閉症協会会長代行、菊池 裕美委員でございます。

次に、千葉市身体障害者連合会会長、国本 雄一郎委員でございます。

次に、千葉市歯科医師会会長、斉藤 浩司委員でございます。

次に、千葉市精神障害者家族会連合会会長、坂本 雅雄委員でございます。

次に、千葉商工会議所常務理事、松浦 良恵委員でございます。

次に、千葉県弁護士会弁護士、佐久間 水月委員でございます。

次に、千葉市立養護学校校長、白井 貴委員でございます。

次に、千葉市身体障害者連合会副会長、高梨 憲司委員でございます。

次に、千葉市身体障害者連合会副会長、高山 功一委員でございます。

次に、千葉市民生委員児童委員協議会副会長、古沢 幸子委員でございます。

次に、千葉障害者職業センター所長、中上 英二委員でございます。

次に、千葉市手をつなぐ育成会会長、成田 智子委員でございます。

次に、千葉市知的障害者福祉施設連絡協議会理事、新倉 義広委員でございます。

次に、千葉市精神保健福祉審議会委員、野崎 昭子委員でございます。

次に、千葉市社会福祉協議会会長、初芝 勤委員でございます。

次に、千葉大学医学部附属病院准教授、村田 淳委員でございます。

次に、淑徳大学教授、山下 幸子委員でございます。

以上でございます。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

初めに、先ほどご挨拶いたしました、保健福祉局長の今泉でございます。

次に、保健福祉次長の横田でございます。

次に、高齢障害部 障害者自立支援課長の大坪でございます。

次に、高齢障害部 障害福祉サービス課長の薄田でございます。

次に、高齢障害部 精神保健福祉課長の日高でございます。

その他の職員につきましては、お手元の「座席表」にて、ご確認いただき、紹介は省略させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、本日の協議会でございますが、委員23名中、22名のご出席をいただいておりますので、千葉市障害者施策推進協議会条例第5条第2項に基づき、会議が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。また、本日の会議は、千葉市情報公開条例第25条に基づき、公開となっております。

それでは、これより議題に入らせていただきたいと思います。

議題①、「会長の選出について」です。議事の進行につきましては、条例において、会長が行うこととなっておりますが、会長が選出されるまでの間、保健福祉局長の今泉を仮議長として、進行したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(委員一同) 異議なし。

(新宅障害者自立支援課長補佐) ご異議がないようですので、今泉保健福祉局長を仮議長

として議事を進行させていただきます。

(今泉保健福祉局長) それでは、会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。会長の選出につきましては、千葉県障害者施策推進協議会条例第4条第2項の規定により、委員の互選で定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

(高梨委員) この協議会の会長は、これまで市の医師会を代表してご参加いただいた委員が就任されていますので、「大濱委員」にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(今泉保健福祉局長) ただ今、高梨委員より、会長に大濱委員を、とのご提案がございましたが、いかがでしょうか。

(委員一同) 異議なし。

(今泉保健福祉局長) それでは、ご異議がないようですので、大濱委員に、会長をお願いいたします。大濱会長には席をお移りいただきまして、就任のご挨拶をいただき、その後、議事の進行をお願いしたいと存じます。委員の皆様には、ご協力ありがとうございました。

(大濱会長) ただいま、委員の皆様のご審議により、会長を仰せつかりました、千葉県医師会会長の大濱でございます。委員の皆様におかれましては、本日の議題にもありますように、千葉県手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例の作成にあたり、皆様本当にご尽力いただきまして、誠にありがとうございました。条例が公布された後の普及啓発がより重要であると思っておりますので、これからも皆様のご協力、ご支援をいただきたいと思います。市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いを尊重し合いながら、共生する社会を実現に向けて、委員の皆様には、それぞれ専門の立場から、活発なご意見をいただきたいと思います。会議の円滑な運営を図って参りますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。議題②、「副会長の選出について」ですが、条例の規定により、会長と同様に委員の互選となっておりますが、いかがでしょうか。

(菊池委員) 成年後見や各種ボランティア事業などを通じ、障害者の実態などにも詳しい社会福祉協議会の会長である「初芝委員」に、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(大濱会長) ただ今、菊池委員より、副会長に初芝委員を、とのご提案がございましたが、いかがでしょうか。

(委員一同) 異議なし。

(大濱会長) それでは、ご異議がないようですので、初芝委員に、副会長をお願いいたします。では、初芝副会長には席をお移りいただきまして、就任のご挨拶をいただきたいと思います。

思います。

(初芝副会長) 千葉市社会福祉協議会の初芝でございます。よろしくお願いいたします。大濱会長の補佐として、会議の円滑な運営に努めてまいります。

(大濱会長) それでは、次第に沿って進めさせていただきます。議題③、「障害者差別解消支援部会の委員選任について」、事務局より説明をお願いします。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課長の大坪でございます。「障害者差別解消支援部会・委員名簿(案)」をご覧ください。この部会では、障害者差別に係る個別事例の検討をしており、本協議会の委員を絞り込み、より具体的な協議をしていく必要があることを踏まえまして、障害者団体、家族会のほか、医療、事業者、法曹、教育、地域活動の各分野の委員をもって構成しております。委員の皆様につきましては、お手元の資料をご確認いただき、紹介は省略させていただきます。説明は以上でございます。

(大濱会長) 特段、ご異論がなければ、この案をもって、会長による委員指名とさせていただきますと存じますが、いかがでしょうか。

(委員一同) 異議なし。

(大濱会長) では、この案で決定いたします。

なお、本日の協議会終了後に、引き続きではありますが、本年度の第1回の部会を開催しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。議題④、「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例について」です。事務局より説明をお願いします。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課の大坪です。条例に係る取組みについて説明させていただきます。お手元の資料1をご覧ください。なお、点字版資料は15ページです。

こちらの資料では、令和7年度と令和8年度に、この条例に基づいて市がどのように取組みを進めてきたか、そして、今後どう進めていくかについて説明させていただきます。

まずは、令和7年度取組みについてです。皆様のお手元に全8ページのパンフレットを配布させていただきました。このパンフレットは、「条例の内容」「条例で市が何を指すのか」「広く市民の皆様一人ひとりに何をお願いしたいのか」を中心に作成しております。

表紙は、「誰もがあたりまえに伝えあえる社会へ」と題し、背景には、千葉市のシンボルとなる千葉市郷土博物館や、千葉モノレール等を描くとともに、障害のある方と無い方が地域社会の中で共生している様子を表現しました。また、左下には音声コードの説明とともに、加曽利貝塚PR大使かそりーぬのイラストをデザインしております。条例の内容が市民になじみの薄いものであることから、かそりーぬのイラストを付けることで、多くの方に手に取っていただけるよう、このようなデザインとしました。

1ページ目には、条例の構成及び大まかな内容を記載しております。本協議会でも議論となりました、条例の体系について、本条例は手話言語条例と情報コミュニケーション条例

の2つの要素をあわせ持つ条例であり、手話言語の普及とともに、様々な障害の特性に応じた情報提供等を進めていくといった重要な点について、1ページにまとめております。また、同ページの下部には、コミュニケーションに関する障害について簡単にまとめています。障害というと、車いすを使用しているといったイメージがあるかもしれませんが、外見からは分かりにくい障害もあり、周囲の気づきと、積極的なお声掛けが大切ということを手簡単に説明しております。

2ページから5ページでは、それぞれの障害の特性と、その障害特性に応じたコミュニケーション手段を紹介しております。これは、市として、障害のある方と無い方が、地域社会の中で助け合っていくために、それぞれの障害の特性を知り、私たち一人ひとりにできることやどう行動していくかについて、学んでいただきたいという思いから作成しました。

2ページ目では、聴覚に障害のある人について、障害の特性や、市が提供する主なコミュニケーション手段、そして、どのようなことに困っており、どのような支援や思いやりが助かるかを1コマ漫画で紹介しています。この構成は、3ページ目以降の、他の障害の紹介でも同様です。なお、ここでは、コラムとして、手話が独自の言語であることを、音声言語が声の大きさや口調などで表現するのに対し、手話言語は手の形や位置、表情などを使って表現する点を挙げて言語の違いをわかりやすく説明し、簡単な手話のイラストや手話動画の紹介も交えて紹介しています。

3ページ目では、視覚に障害がある人について紹介しており、内容の構成は前述したものと同様です。なお、ここでは、コラムとして、視覚と聴覚の両方に障害がある方の障害の特性や、独特なコミュニケーション手段について紹介するとともに、障害者差別解消法における「合理的配慮」についての解説も行っております。

4ページ目では、肢体不自由の人などとして、重症心身障害（児）者や、喉や口の障害によって発声や会話が困難な人などを紹介しております。また、同ページで、知的障害がある人についても同様に紹介しております。

5ページ目では、発達障害のある人と、精神障害のある人について、同様に紹介しております。

そして、最後の6ページ目では、千葉市が取り組んでいくこととして、条例で紹介していることや、コミュニケーション支援者の育成、補装具・日常生活用具の給付、災害・避難の情報配信サービスなどといった、市が現在取り組んでいること及びこれから取り組んでいきたいことを簡単にまとめています。また、障害者向けサービスについてまとめたホームページについても、遅まきながらこのパンフレットと併せて作成いたしました。

裏表紙には、「障害者に関する主なマーク」として、特にコミュニケーションに関係の深いマークを掲載しております。また、左下にはかそり一ぬのイラストと耳マークを載せており、こちらは、切り取ってお店等の窓口で掲示していただけるよう、裏面には、聴覚に障害がある方への心遣いも記載しております。周りの方へお勧めいただけますと幸いです。

資料1に戻りまして、パンフレットと同時期に、PR画像も作成しております。こちらは、条例の2つの要素である手話言語と、障害者のコミュニケーション支援について、1枚の親しみやすいPR画像を作成し、さまざまな場所・機会に掲示することで、この条例の趣旨をお伝えするために作成いたしました。手話言語のPR画像では、ベンチで男女が向かい合い、手話で女性が「楽しい」と伝え、それに対し男性が「そうだね」と同意している場面を描いており、こちらは毎年9月23日の「手話の日（手話言語の国際デー）」に合わせて

掲示する予定です。障害者のコミュニケーション支援のPR画像では、「誰もがあたりまえに伝えあえる社会へ」というパンフレットのタイトルを用いて、肢体不自由の人・聴覚障害のある人、知的障害のある人、視覚障害のある人がそれぞれ助け合い、笑顔になっている場面を表現しています。

このほか、コミュニケーション支援ボードも作成いたしました。現在、各指定避難所には、避難生活の際に必要なことを中心に書かれたコミュニケーション支援ボードが配備されていますが、今回、より様々な場所でお使いいただけるような内容のコミュニケーション支援ボードを新たに作成いたしました。画像データは、ホームページにも公開しております。内容を簡単に説明いたしますと、画像は2枚あり、一方は「困っていること・数字や時間」として、具合が悪そうな方を見かけた際などに、症状や、救急車を呼ぶか確認したり、体の部位を指さすことで、痛みがある場所を伝えることが出来るイラストや、数字や時計の文字盤、曜日などといった汎用性の高いものを載せています。もう一方は、「ほしいもの、行きたいところ」として、街中やお店等で、行きたい場所やほしい物、探している物を伝えられるようイラストを載せるとともに、筆談スペースを設け、必要な配慮等があれば伝えられるようになっています。

令和7年度に実施したその他の取組みとしては、令和7年9月と11月の2回にわたり、手話動画「手話でつながる千葉市」を公開し、条例の制定や東京2025デフリンピック等の周知を行ったほか、同年10月には、本協議会でもご要望のあった「代筆・代読支援員派遣事業」を開始しました。また、本市では、隔年で市政だより12月号の特集ページに障害者週間にちなんだ記事を掲載しておりますが、令和7年度は障害者のコミュニケーション支援について取り上げ、令和8年1月には、先ほどご紹介したパンフレットの配架を実施しました。また現在、筆談用ボードの配備を進めており、令和8年3月末までに区役所を含む市役所窓口及び指定避難所270か所への配備が完了する予定です。最後に、障害のある方へのコミュニケーション支援に係る市職員の対応マニュアルの作成を進めています。市民の皆様へご協力をお願いするうえで、まずは職員一人一人が、積極的にコミュニケーション支援に携われるよう、コミュニケーション支援に特化したマニュアルを新たに作成しています。以上が令和7年度の取組みでした。

続いて、令和8年度の取組みについてです。資料1表中に、様々な事業を書かせていただいておりますが、お時間の都合上、かいつまんで説明させていただきます。今年度、皆様のご協力もあり、新たに代筆・代読支援員派遣事業や手話動画の事業を開始することが出来ました。令和8年度は、こうした事業を着実に実施していきたいと思っております。また、手話通訳者の養成事業では、令和8年度もクラスを1個増やすなど、積極的に支援者の育成に努めてまいります。その他、手話動画についても、2回作成することが出来るよう、予算案に計上しています。

また、令和8年度から新たに実施を予定している事業といたしまして、「強度行動障害に関する研修」がございます。こちらは、コミュニケーション支援に特化した取組みではございませんが、発達障害がある人で、特に行動面に著しい障害があり、社会生活が困難な方への支援として、支援に携わる施設や福祉事業者の皆様と保護者の方々が一堂に会し、強度行動障害に係る学習や意見交換会を経て、お互いに協力し合えるように取り組むものです。

そして、その他の取組みについては、資料1に記載のとおりです。お時間の都合上、説明は割愛させていただきます。

議題④に係る説明は以上となります。

(大濱会長) ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(加藤清道委員) 千葉盲ろう者友の会の加藤と申します。令和7年6月16日の国連総会において、ヘレンケラーの誕生日にちなみ、6月27日を「国際盲ろう者デー」とすることが正式に宣言されました。今後、盲ろう者のコミュニケーション手段について多くの方に理解していただけるよう、千葉市でも周知啓発にご協力いただきたい。

(大濱会長) ありがとうございます。ただいまのご意見について、事務局お願いします。

(大坪障害者自立支援課長) 情報提供いただきありがとうございます。国連総会において「国際盲ろう者デー」が正式に決定され、令和8年度の6月27日は、最初の年ということで、様々な周知啓発の取組みがなされることと思います。本市においても、盲ろう者の障害の特性やコミュニケーション手段等について、効果的な周知が図られるよう、協力して取り組んでまいります。

(大濱会長) 加藤委員、よろしいでしょうか。

(加藤清道委員) はい、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いします。

(大濱会長) 他にご意見ご質問等はございますか。

(成田委員) 千葉市手をつなぐ育成会の成田と申します。令和8年度の取組みの中で、「強度行動障害に関する研修」があり、施設職員や保護者等を対象として実施されるのですが、年に何回開催するなど具体的な内容が決まっていたら教えていただきたい。

(大濱会長) ありがとうございます。ただいまのご質問について、事務局お願いします。

(大坪障害者自立支援課長) はい。本研修は、年2回の開催を予定しています。具体的な研修内容につきましては現在検討中ですが、少なくとも1回は、施設職員や保護者の方で経験のある方、なお、施設職員であれば強度行動障害の支援実績がある方を講師として講演いただき、強度行動障害への支援について学んだうえで、グループワークや事例検討を実施し、日頃それぞれが感じている課題や効果的な支援方法について話し合う機会を設けたいと考えています。

また、もう1回は、対面での開催が難しい場合、オンラインでの開催を検討しており、これによってより多くの事例を共有できればと考えています。以上です。

(大濱会長) 成田委員、よろしいでしょうか。

(成田委員) はい。ありがとうございます。

(大濱会長) 他にご意見ご質問等はございますか。

(国本委員) 千葉市聴覚障害者協会の国本と申します。まずは、手話動画による手話の普及啓発について、令和8年度予算案に計上いただきありがとうございます。

さて、皆様ご存じかと思いますが、令和8年度は、第75回全国ろうあ者大会が千葉市で開催されます。全国各地から、きこえない方が集まってこられますので、お店や駅等における、きこえない方への配慮のPRに力を入れていただけますよう、お願い申し上げます。

(大濱会長) ありがとうございます。ただいまのご意見について、事務局お願いします。

(大坪障害者自立支援課長) はい。全国ろうあ者大会には、毎年数千人規模の参加があると伺っており、現在、主催者である千葉県聴覚障害者協会の事務局と調整を行っている所です。聴覚に障害がある方が千葉市にお越しになり、交流を通じて理解促進を図るといのも大会の重要な目的だと思いますので、本市も手話及び聴覚障害について周知啓発を図り、ご協力させていただきたいと思っております。

(大濱会長) 国本委員、よろしいでしょうか。

(国本委員) はい。よろしくお願いします。

(大濱会長) 他にご意見ご質問等はございますか。

(山口委員) 千葉県手話通訳問題研究会千葉市班の山口と申します。令和7年6月に条例が施行され、その後大変スピーディーに啓発資料の作成等に取り組んでいただき、ありがとうございます。資料1の令和8年度のその他の取組みのうち、「障害の特性に配慮した情報発信及びコミュニケーション支援」に関して2点お伺いいたします。

まず1点目として、講演会や勉強会にきこえない方が参加する際、手話通訳が必要であり、合理的配慮の観点から、主催者側にご用意いただくようお願いしておりますが、予算上の都合から断られてしまうことが多くあります。また、親の会などのボランティア団体が、講師を招いて勉強会する際、きこえない方が参加するとなると、手話通訳を派遣していただくための予算が確保できないことから、団体の活動自体がやりにくくなってしまいうのは、避けたい事態です。そこでご提案ですが、本条例が制定されたことを踏まえ、例えば、市内の活動団体であれば、公民館やコミュニティセンターの会議室を無料もしくは減免で貸し出していただけると同様に、千葉市の手話通訳者派遣事業についても、年間の回数上限等を定めたいうで、民間団体の活動にも派遣していただきたい。

予算の都合で手話通訳の用意を断念せざるを得ない民間団体に対し、一回限りであっても手話通訳の派遣を認めることによって、講演会や勉強会を開催する際には手話通訳が必要だということを民間団体が理解することができ、その後の予算確保につながると思っております。

次に2点目として、「手話リンク」についてです。現在、少しずつ普及しつつある電話リレーサービスは、きこえない方が登録する者であるのに対して、「手話リンク」は自治体

や団体等が契約し、ホームページにリンクを設けることで、そこから市民が電話リレーサービスを利用できるというものです。最近ですと、横浜市が導入を開始したとニュースで報じられていました。千葉市も将来「手話リンク」をご活用いただければ、きこえない方が積極的に行政に問い合わせができると思います。以上です。

(大濱会長) ありがとうございます。ただいまのご意見について、事務局お願いします。

(大坪障害者自立支援課長) はい。まず、講演会や勉強会等への手話通訳の派遣について、本市が主催する行事や、公共施設が実施する事業においても、漏れなくすべてに手話通訳を用意できているかと言えば、そこまで至っていないと感じております。予算の確保も含め、当課からも毎年度、所管課への周知や、財政課との情報共有を行っている所ではございますが、なかなか十分とは言い難い状況です。申し訳ございません。引き続き、職員の対応マニュアルでも、市の主催事業においては、利用者からの求めがあったら、手話通訳に限らず、コミュニケーション支援に取り組む必要があるということを周知してまいります。そうして、広く市役所内外の皆様にも行きわたるように努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、回数上限を設けて公費で派遣できないかのご提案でございますが、障害者差別解消法の改正により、事業者による合理的配慮が義務化されたことを踏まえると、コミュニケーション支援は、事業者の皆様が主体的に行っていただく話でもございます。そこに公費を投じて、どこまで行政としてお助けできるかというのは、今後検討してまいりたいと思います。

次に、「手話リンク」の導入についてですが、一部の自治体において、役所のホームページに導入しているというのは存じております。これについても、先ほどと同じく、どこまで予算を配分するかについて検討が必要な点に加えて、本サービスは、電話代を自治体が負担するものであることから、通常、お電話でお問い合わせいただく際の電話代は、個人に負担していただいていることとのバランスを考える必要があります。本件については、引き続き研究させていただきます。以上です。

(大濱会長) 山口委員、よろしいでしょうか。

(山口委員) はい。ありがとうございます。

(大濱会長) 他にご意見ご質問等はございますか。

(高梨委員) 千葉市身体障害者連合会の高梨です。先ほどの山口委員のご意見を否定するものではございませんが、補足させていただきます。聴覚障害者の手話については、歴史的に見ても、講演会等において、手話通訳者を配置することが一般的になっています。しかし、視覚障害者については、いまだに視覚障害者自身がボランティアを自己負担ないしはサービスを利用して用意する体制となっており、結局、視覚障害者一人では、公民館等の行事に参加できません。

また、市町村が派遣する手話通訳者というのは、プロであり、有償で派遣されます。一方、視覚障害者の同行援護は、ボランティアで個人の責任に委ねられています。

こうしたバランスを踏まえ、配慮していただけたらと思います。

(大濱会長) ありがとうございます。ただいまのご意見について、事務局お願いします。

(大坪障害者自立支援課長) はい。高梨委員のおっしゃる通り、視覚障害のある方に対しては、通知等を送付する際に視覚情報を補うことはありますが、行事の会場等で同行援護者を用意するというのは、あまり一般的ではないかもしれません。一部の民間の携帯電話会社では、説明会を開催する際に用意しておりますが、かなり珍しい範疇になるかと思えます。

役所としては、手話だけでなく、様々な情報の取得支援を普及して当たり前にしていくことを目指し、引き続き周知啓発に努めてまいります。

(大濱会長) 高梨委員、よろしいでしょうか。

(高梨委員) はい。

(大濱会長) 他にご意見ご質問等はございますか。

(加藤悦子委員) 重症心身障害児者を守る会の加藤と申します。このところ千葉市でも、医ケア支援従事者に対する支援を大変に進めていただき、感謝しております。重症心身障害児を持つ親の中には、「この子とのコミュニケーションはどうすればよいのだろう」と思っている方も結構いらっしゃいますので、今後の取り組みに期待しています。

資料1における、令和8年度のその他の取組みの中に、「コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供」とありますが、これについて、障害福祉サービス計画でも、意思決定支援を心掛けて、生活支援を考えるという視点があります。学校の先生や保護者による、重症心身障害児者の受け止め方というのはとても重要です。重症心身障害児の中には、県立の学校に通う方もいることから、学校教育機関と協力して障害者のコミュニケーション支援を学ぶ機会を創出する際には、ぜひ市立の学校だけでなく、広く教育機関と連携していただきたいと思えます。これから先、重症心身障害児者本人の意思がもっと出せる機会が増えるよう願っています。

(大濱会長) ありがとうございます。ただいまのご意見について、事務局お願いします。

(大坪障害者自立支援課長) はい。加藤委員のおっしゃる通り、特別支援の教育の現場は、実施主体が県や国立大学など、色々な主体が得意分野を生かして支援に関わっているものもございませう。具体的にどのようにして協力を図るかは、今後検討してまいります。障害者のコミュニケーション支援の重要性について、引き続き周知してまいりたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

(大濱会長) 加藤委員、よろしいでしょうか。

(加藤委員) はい。

(大濱会長) 他にご意見ご質問等はございますか。よろしいでしょうか。それでは、以上で議題④を終わります。

次に、議題⑤、「第7次障害者計画等策定に係る実態調査の結果(速報)について」です。事務局より説明をお願いします。

(大坪障害者自立支援課長) はい。第7次障害者計画等策定に係る実態調査の結果について説明させていただきます。資料2をご覧ください。なお、点字版資料は27ページです。

この実態調査は、市の方で障害のある方を抽出して直接アンケート調査票を送付し、ご回答いただくとともに、保護者やサービス事業者の皆様にもご協力いただきました。調査期間は、令和7年12月9日から翌年8月13日まででございます。

回収結果は、対象者の方を「Ⅰ在宅の方」・「Ⅱ施設に入所している方」・「Ⅲ18歳未満の方と保護者の方」・「Ⅳ発達障害のある方」・「Ⅴ発達障害のある18歳未満の方とその保護者の方」・「Ⅵ サービス事業者の方」の6つに分類しております。サービス事業者の方以外の回収率は、いずれも3年前の調査を上回りました。これはひとえに、本日ご出席の委員の皆様のご協力のおかげです。誠にありがとうございます。例えば、在宅の18歳以上の方は、前回35%に対し今回は38.3%、施設に入所している方は、前回45.5%に対し今回69%となっております。今回から、施設に入所している方の調査票は、施設及びグループホームあてにお送りしており、施設の職員の方には、お忙しい中回答にご協力いただきました。また、各障害の当事者団体、家族会、並びに施設の団体様に対しては、団体ヒアリングをさせていただいております。

2ページ目をご覧ください。現在集計中ですが、主な設問に係る回答をご紹介します。

まず、「あなたは、障害のある人に対する市民の理解が、どの程度あると感じていますか。」という設問です。こちらは、障害のある当事者の方及びそのご家族の方に対し質問いたしました。「1. 良く理解されている」または「2. おおむね理解されている」と回答した割合は、在宅の方はほとんど前回より数値が上がっており、18歳以上の在宅の方は、23.5%から26.8%、18歳未満の保護者の方は、14.4%から23.1%という結果でした。しかし、施設に入所している方については、22%から17.9%、発達障害のある18歳未満の方と保護者の方についても、20%から13.8%へ下がる結果となりました。ただし、発達障害のある18歳未満の方は、前回の調査で残念ながら10人しか回答がなかったところ、今回は58人にご回答いただいたため、減少についてはより分析が必要です。

全体として、約2割の方からご回答いただきましたが、この数値が良いのかという点については、今後詰めていかなければならないと思います。

次に、「情報入手やコミュニケーションについて困ること」の上位回答をご紹介します。こちらは、条例制定後に初めて設けさせていただきました。在宅の18歳以上の方は、1位が「17特に困っていることはない」、2位が「7相手の話すスピードが速かったり、声が小さかったりして聞き取れないことがある」でした。18歳未満の方と保護者の方は、「2郵便物やチラシ、説明書などの文章が難しく、内容がわからないことがある」が最多でした。発達障害のある方は、18歳以上と18歳未満の方の両方とも、「10自分の言いたいことを伝えるのに時間がかかり、相手を待たせたり、急かされたりしてしまう」が最多でした。

最後に、「障害者施策全般に望むこと」の上位回答をご紹介します。在宅の18歳以上の

方と施設に入所している方は、「5 外出時の支援（移動支援、タクシー・自動車燃料費等の助成）」が最多で、18歳未満の方と保護者の方は、「2日中活動系サービス（生活介護、児童発達支援等）」が最多でした。こちらはおそらく、児童発達支援、放課後等デイサービスが大半だと思います。発達障害のある18歳以上の方は、「6企業、施設などでの就労の支援」が最多で、発達障害のある18歳未満の方とその保護者の方は、「4相談支援（障害者基幹相談支援センター、計画相談支援など）」が最多でした。

この項目は、それぞれの障害のある方の立場によって特徴的なばらつきがみられました。特に、発達障害がある方の就労のニーズが浮かび上がってきたのは、発達障害のある方には、会社や企業に就労されている方や、障害福祉サービスで就労支援を受けている方が多いという傾向がみられます。一方、発達障害のある18歳未満の方とその保護者の方は、どこに相談していいかわからないという戸惑いが表れていると言えます。

最後に、お手元の参考資料「2025年度 第10回WEBアンケート調査報告書」をご覧ください。こちらは、障害のある方に限らず広く市民の皆様へ、毎月テーマを決めてアンケート調査を行っているものでして、今回、障害者週間のある12月から1月にかけて、このアンケートをとらせていただきました。本アンケートは、市民の方に、障害のある方に対する理解がどれだけ進んでいるかを調査することを目的に実施しました。設問は「『共生社会』という考え方を知っていますか」「障害者週間に係る手前どもが実施するような行事等に参加したことがありますか」「障害のある方が困っているとき、手助けをしたことがありますか」「ヘルプマークを知っていますか」「手話を学んだり、親しむ機会がありますか」「『パーキング・パーミット制度』を知っていますか」といったものです。詳細な説明は省かせていただきますが、特に特徴的だったのは、ヘルプマークを知っている人が8割を超えていることです。また、手話について学ぶ機会があると答えた方は、全体の10%以下でしたが、今後頑張りたいという方は50%を超えていました。説明は以上でございます。

（大濱会長） ありがとうございます。ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はいかがでしょうか。

（大濱会長） 特にないようですので、以上で議題⑤を終わります。これまで協議した内容を踏まえ、事務局より何かありますか。

（大坪障害者自立支援課長） はい、皆様大変長時間にわたり、誠にありがとうございます。次回の会議は、令和8年度7月に開催を予定しています。

（新宅障害者自立支援課長補佐） 司会に戻ります。

ここで、本日の協議会を持ちまして、ご退任なさる委員を紹介させていただきます。高山委員でございますが、今年度をもちまして、千葉県身体障害者福祉会が解散されることとなるに伴い、本日の協議会をもちましてご退任となります。長年にわたり本市の障害者福祉施策の推進にご尽力を賜り、心より感謝申し上げます。それではここで、高山委員より一言ご挨拶を頂戴したいと存じます。

（高山委員） ただいま発言の機会をいただきました、高山でございます。本協議会は、千葉市が政令市になった平成4年に組織され、私は、平成12年から約26年間にわたり、委員と

して時には大変失礼なことを申し上げたこともございましたが、委員の皆様には、とても良くしていただき、心から感謝申し上げます。今回、私の不徳の致すところで、千葉市身体障害者福祉会は解散することとなりました。皆様にはお詫びを申し上げなければならないところですが、この場でご挨拶させていただきます。ありがとうございました。

(新宅障害者自立支援課長補佐) ありがとうございました。高山委員におかれましては、これまでの多大なるご貢献に、改めて深く敬意と謝意を表します。

また、平岡委員におかれましては、一身上のご都合により、専門委員を退任されましたので、この場をお借りしてご報告いたします。

委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

障害者差別解消部会は、10分後の20時25分より、この会場で開催いたしますので、部会の委員の皆様は、引き続き、よろしく願いいたします。

お帰りの際は、お忘れ物ございませんよう、気を付けてお帰りください。なお、机上の水色のファイルは後ほど事務局で回収しますので、机に置いたままでお願いいたします。

また、市役所駐車場をご利用の皆様は、受付にてお預かりしました駐車券をお渡ししますので、お立ち寄りください。また、お帰りの際は、1階モノレール側の出入口、もしくは、市民駐車場側出入口をご利用ください。

午後20時15分閉会